

コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書

世界全体に経済の低迷を招いた新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収まらず、国内でも、8月27日時点で21都道府県が「緊急事態宣言」の、12県が「まん延防止等重点措置」の実施区域となるなど、社会経済活動全般に大きな影響が生じている。

農業においても、人流の抑制に伴う観光・インバウンドや外食需要の低迷などにより、米、牛肉、乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物の需要の減少と価格の低下が生じるなど、深刻な影響が及んでおり、消費拡大・価格回復に向けた対策の強化が不可欠となっている。

さらに、北海道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候が続いたことから、多くの農作物に被害が生じている。特に、馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部の肥大化の停滞、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれている。

また、高温障害等で廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗においても灌水作業が追い付かず枯れてしまうなどの影響が出ている。

酪農・畜産においても、飼料作物が生育停滞により枯れ、地域によっては収量が大幅に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産などへの影響が危惧されている。

これらのことから、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、下記の内容を要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束に向けた対策と、農畜産物の消費拡大・価格回復に向けた対策を強化すること。
- 2 高温・干ばつによる農作物被害への対策を講じること。
 - (1) 農産物の収量や品質の低下が顕著なことから、損害認定を迅速に行い、農業共済金の早期支払いなどの対応を行うこと。

また、次年度の営農継続が図られるよう、無利子・無担保の資金融資、無利子資金への借り換えなどの金融対策を最大限に講ずること。
 - (2) 種子圃場においても収量減少が懸念され、種子馬鈴しょの恒常的な不足に拍車をかける恐れもあるため、安定的な生産体制が図られるよう、種子の確保対策を講ずること。
 - (3) 牧草やデントコーンなどの収量減少や品質低下が見込まれ、今後、酪農では生乳生産量の減少や乳質低下、畜産では栄養価の少ない粗飼料による発育・肉質への影響が危惧されることから、酪農・畜産経営の安定に向け、代替飼料の確保支援及び価格差補填等の対策を講ずること。
 - (4) 被害農家から、畑地の灌漑施設のさらなる充実を求める声も高まっていることから、灌漑施設の整備を推進するとともに、リールマシンなどの散水機や灌水資材等への助成など万全な支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年10月1日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 あて